

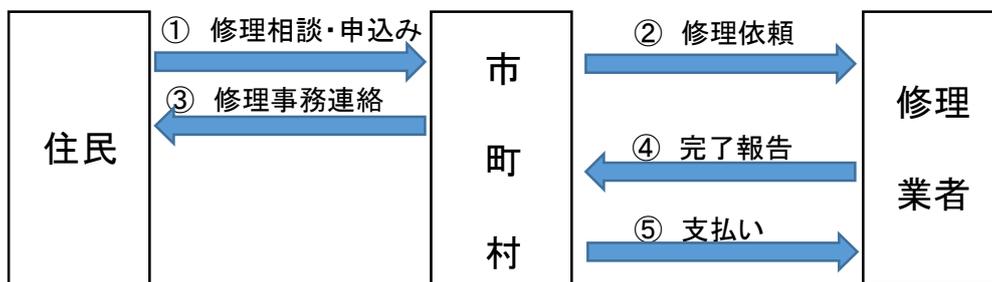
【令和6年1月能登半島地震関係】

住宅の応急修理制度について(災害救助法)

概要

「応急修理制度」は、地震により被害を受けた住宅の応急修理について、住民からの申込みに基づき、市町村が工業者に修理を依頼し、実施するものです。

修理対象は、屋根や床、外壁、基礎、トイレ、浴槽など日常生活に必要不可欠な部分が対象となります。



イメージ図 大まかな修理(手続き)の流れ

★地震被害から修理完了までのポイント

- ・ 地震による被害と直接関係のある修理が対象です。
- ・ 写真の撮影は必須です。(工事前、工事中、工事後)
- ・ 設備の交換は同等品に限ります。
- ・ 設備の型番・形式が分かるように撮影してください。

対象地域・対象者

対象地域: 富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、朝日町

対象世帯: 上記市町村で、罹災証明書において、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の被害を受けた世帯

※「全壊」の場合でも修理により居住が可能となる場合は対象になります。

※納屋や車庫、空き家は対象となりません。

費用の限度額 (1世帯あたり)

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊: 706,000 円以内

準半壊: 343,000 円以内

完了期限

令和7年 10月 31日

※制度の活用・相談は各市町村の窓口へお問い合わせください。
連絡先は県ホームページをご確認ください。